

平成27年1月13日

戸田市議会議長 山崎雅俊様

提出者 市民生活常任委員会
委員長 手塚静枝

緑川改修計画の促進等を求める意見書の提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第2項の規定により、裏面のとおり提出します。

委員会提出議案第 1 号

緑川改修計画の促進等を求める意見書

戸田市と川口市、蕨市を流れる一級河川の緑川について、県は、昭和44年4月28日に、緑川改修計画に伴う都市計画決定を行った。これを受けて、戸田市議会は、昭和45年第6回定例会(12月)において、「緑川改修計画廃棄に関する請願」を採択したが、こうした地元からの反対により、緑川改修計画が進まなくなったことで、現在も十分な河川整備がされておらず、護岸の鉄板は腐食し、緑川沿いの道路幅員も狭い状態のままとなっている。

また、当該請願が採択された当時から45年も経過した現在では、状況も大きく変わっている。具体的には、緑川上流部の都市化が進み、保水能力がなくなったことで、雨が降ると河川が急に増水するようになったことや、護岸や堤防の老朽化が進行し、河川の護岸改修や堤防のかさ上げが必要な状態にあること、また、近年は時間降雨量が100ミリを超えるような集中豪雨が頻繁に発生しており、戸田市においても集中豪雨による浸水被害が頻発している状況にあることなどが挙げられる。これらの状況から、地盤の低い喜沢地区や喜沢南地区における水害対策として、緑川の河川整備は急務である。

よって、県に対し、下記事項について、速やかに取り組むよう強く要望する。

なお、河川改修の再開に当たっては、地元住民に対し十分な説明をし、合意の上で進めることを、あわせて要望する。

記

1. 緑川の改修計画を促進すること。
2. 緑川の護岸整備や堤防のかさ上げによる、集中豪雨に対応し得る河川へ改修を図ること。
3. 立野際橋並びに周辺整備を早急に促進すること。
4. 地域の雨水を一部緑川に排水を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年2月4日

埼玉県戸田市議会

埼玉県知事 様